



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷 神戸市長  
兼 発行人  
< 臨時特別号 >

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例	地域協働局住民課	1

市長専決処分事項指定の件（昭和46年2月18日市会議決）第3号の規定に基づき、次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和6年6月26日

神戸市長

久元 喜造

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第7号

神戸市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
（区の設置）			（区の設置）		
第2条 本市の区域を分けて区を設け、その区名及び区域は次の表のとおりとする。			第2条 本市の区域を分けて区を設け、その区名及び区域は次の表のとおりとする。		
区名		区域	区名		区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
北区	[略]	[略]	北区	[略]	[略]
	[略]	山田町藍那、山田町小河、山田町小		[略]	山田町藍那、山田町小河、山田町小

		部、山田町上谷上、山田町坂本、山田町下谷上、山田町衝原、山田町中、山田町西下、山田町原野、山田町東下、山田町福地、山田町与左衛門新田、 <u>山の街</u>			部、山田町上谷上、山田町坂本、山田町下谷上、山田町衝原、山田町中、山田町西下、山田町原野、山田町東下、山田町福地、山田町与左衛門新田
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]

附 則

この条例は、令和6年6月26日から施行する。